経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	
傾斜地の崖崩れ災害防止対策に関する陳情	南岸急
【議案第 16 号】 栃木県立那須特別支援学校寄宿舎閉舎の撤回と寄宿舎存続	2
	を求め
る陳情	7
【委員長報告】	1 0
【閉会】	1 0
1 日 時	
令和4年3月1日(火)午前9時54分~午前12時01分	
2 場 所	
第1委員会室	
为 I 安貝云王	
3 出席委員(7名)	
委員長 中里 理香	
副委員長 石塚 政行	
委 員 神谷 靖、櫻井 惠二、伊藤 幹夫、関 由紀夫、今井 勝巳	1
4 欠席委員	
なし	
5 説明員(7名)	
(1) 建設課(4人) (2) 教育総務課(3人)	
① 建設課長 和田 理男 ① 教育総務課長 細川 智弘	\
② 建設担当 藤田 範行 ② 管理担当 手塚 宏子	
③ 維持担当 増渕 修一 ③ 学校教育担当 前野 秀明	
	1

6 担当書記

7 付議事件

【陳情第16号】栃木県立那須特別支援学校寄宿舎閉舎の撤回と寄宿舎存続を求める 陳情

【陳情第17号】矢板市乙畑地区との市境に接するさくら市蒲須坂地区荒川南岸急傾 斜地の崖崩れ災害防止対策に関する陳情

【開会】

○委員長 ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。

(9:54)

○委員長 お諮りする。

この際、議事に入る前に直ちに、別紙日程により、現地調査を行いたいと思うが、 異議ないか。

(異議なし)

異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩とする。

(9:56)

(現地調査)

○委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開く。 (11:30) これより議事に入る。

この委員会に付託された案件は、請願・陳情文書表のとおり、陳情第 16 号及び陳 情第 17 号の 2 件である。

【陳情第 17 号】 矢板市乙畑地区との市境に接するさくら市蒲須坂地区荒川南岸 急傾斜地の崖崩れ災害防止対策に関する陳情

○委員長 それでは、初めに陳情 17 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はないか。

- ○伊藤委員 先ほど現地調査して、この文章を読む限りでは、誰に何を求めている のか。対応する側の主体がよく分からない。県なのか矢板市なのか。そこを修繕 してもらいたいということか。事務局のほうで何か把握しているか。
- ○事務局(粕谷嘉彦) この文章だけ見ると確かに分かりづらい面があったかと思

うが、今日の現地での話では、今までさくら市にも陳情を出しており、それを県 のほうに要望してもらっているということであった。矢板市でも一緒に県へ要望 して欲しいというような意図だと思う。

- ○伊藤委員 これは矢板市単独でできる話ではないし、また、さくら市単独でもできる話ではないと思う。あそこの土地自体が、私有地ということで、県道沿いの100何十メートルについて、平成7年から9年にかけて県の林務のほうで修繕しているということで、そのときの経緯と、なぜあそこを修繕したのかというデータや根拠になるものが、県のほうで示されるのであれば確認したい。できればいるいろな根拠や事実をきちんと整理した上で決めたい。私としては継続して調査したほうがいいと思う。
- ○櫻井委員 土留をして欲しいということなのだろうが、私有地であるっていうと ころが最大のネックではないかと思う。各区長からはこのように陳情が出てきて いるが、地主は責任能力がないという主張で、なかなか難しい状態だというの で、その辺について解決方法はあるのかどうか。だから、私もその辺をしっかり 確認を取ってから、さくら市と協議して県に要望するかどうか考えたい。

我々に執行権はないため、執行権者の方にお願いするにしても、単独で云々という問題ではないような気がする。まずはそうした話の前に、私有地であるということに対してどういう処理の仕方があるのか、我々も少し勉強しないといけないと思う。

とりあえずは採択まで時間をいただきたいというふうにしたほうがいいではないか。

○神谷委員 櫻井議員と同じ意見だが、対象が私有地ということで、上側のさくら 市側に住宅を建てられた方が、降水でがけ崩れ云々と言われていたので、対象は その上側の、住宅を築かれている方に対して、どうかというところになるとは思いますが、その方はそういうことを理解して建てていると、こちらは理解しているが、その辺も十分に調査して、裏面の管理が上側か下側かとかそういうところを調査して対応したほうがいいのではないか思うので、情報を収集していけたらいいと思う。継続でお願いします。

○今井委員 さくら市の区長の話を聞いて、さくら市は2回採択しているという話で、陳情文書表が当方に出された内容と同じなのかは分からないが採択したということだが、採択したからさくら市が何かするのかというと、それもなさそうだ。

よくよく話を聞くと、花塚市長も元県議だし、矢板も市長が元県議だということで、県に双方で働きかけてやってもらえればという話に取れる。

それはそれでいいとして、民有地になぜ第1期、第2期、第3期の工事ができたのか。所有者が渡辺氏だという話ですが、渡辺氏についてはその法的な行為ができる状況ではないというなかで、何で県が工事をやったのかと聞いたらそれも分からない、聞かないでくれと言われているという話を聞くと、非常に不可解な場所だという気はする。しかし、確かにあれだけ崩れてくるということになれば、先方にしてみれば、あの上の住民の方は当然さくら市に対して何らかの処置をしてほしいという形になると思うが、その辺を含めて、あそこの地域は地籍調査が終わって、矢板市の地番なのかそれとも、渡辺氏の主張するとおり渡辺氏が所有する土地なのか、その辺は、市としては把握できているのかを確認したい。

○建設課長 行政区域界というところについては地籍調査をさくら市側でやったようで、区域界ということについては確定している。それから当該場所について民有地ということも確定しているというふうには受け止めている。ただ、具体的に

所有者が誰かというところまでは、今の時点で把握していなかったところもあるが、個人の土地であり、矢板市側の個人の土地であるというところについては確定しているというふうに受け止めている。

○今井委員 そうすると、境界も確定している。それから土地については、民地であると分かっているということで、矢板市議会で民地の工事を当局にやれというのもおかしな話であるし、どのように判断していいのか分からないが、県がなぜ工事できたのかという疑問がある。写真を撮ってきたが、3年にわたってあそこに公共事業として県が県営住宅の工事をやっていた。だから継続で県がやってくれるのが一番いい。何か陳情する相手が少し違うと私は思ったが、矢板市とさくら市に出てきているが、県営住宅の継続の中で県のほうに陳情してくれたらと思う。ただ、中身の経緯を含めて説明も受けられないということになった非常に難しい。

これは課長のほうであそこの1期、2期、3期の工事の経緯については何らかの情報を得ている部分はあるのか。

○建設課長 まず、事業が実施された、7年、8年、9年はもう正式に治山事業なので県の林務担当になる。具体的に照会はかけていないため、経緯については正式な把握はしていない。ただ一般的に治山事業については、民地に対して林務が行う事業で、崩落があったところに対して復旧することが主の事業というところかと思われる。その上部を守るというよりは、ダイレクトあそこの場所が何らかの形で過去に崩れ、治山事業でそれを復旧したのではないかと、これは全く想定の話だが、治山事業というのはそういう事業というふうに受け止めている。それから民地側の災害復旧での傾斜地を扱う事業については、過去に入ったものは治山事業ということで林政サイドだが、土木サイドでも対応があるにはあるとは思

われるが要件としては非常に高い。民地でありながら、守るべきもの、公共的施設が周辺にあるとか家屋が連担しているとかそういった事業に限り、一定の要件を満たさないと県の事業は入らないというところで要件が高い印象はある。

- ○今井委員 現場を見て非常に判断が難しいと思うので、われわれ議会が願意妥当で採択してという話ではなさそうな気がする。さくら市は採択して、矢板市と一緒に共同で県のほうに働きかける、そういう状況を作りたいようなニュアンスの話を聞いたが、そういうことは、当局でわれわれがアクションを起こしたらできることなのか。課長のほうで、県の林務か土木で何らかの形で予算づけをお願いするようなことは可能なのか。
- ○建設課長 新規事業導入することになれば、行政として申し入れるということで、具体的にその事業採択要件を満たすかどうかという協議をすることは可能かと思われるが、矢板市の中でも1か所がけ崩れ対策を行った経緯を把握しますと、先ほど申したとおり、要件は相当高いと承知している。

連担性とか、その区域内に公共的施設がある、それからすでに崩落が始まっていて民地にすぐに害が及ぶというようなところがあるかと思われる。

具体的にどういった要件があるかと照会をかければ、具体的に把握ができるか と思うが、相当高いとは受け止めている。

○今井委員 いきなりこれを出されて、図面見ているわけでもないし、ただ目視してきただけで、土地の所有、例えば公図とか、そういったものももう少し精査する必要がある気はする。それと1期、2期、3期の工事の経緯含めて、もし、当局を通して県のほうにお願いして継続で工事をしていかなければ、矢板市が持つ、さくら市が持つとことになると大変な規模の法面工事になってしまう。しかもそれが民地ということになると議会としても対応が難しいという気がする。も

う少し、精査する必要が私はあるのかなと思う。

○委員長 ほかに意見はあるか。

(なし)

○委員長 暫時休憩する。

(11:48)

○委員長 それでは会議を再開する。

(11:48)

これより採決する。

陳情第17号は、継続審査とすることに御異議ないか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。

従って、陳情第17号は継続審査とすることに決定した。

【議案第16号】 栃木県立那須特別支援学校寄宿舎閉舎の撤回と寄宿舎存続を求める 陳情

○委員長 それでは、陳情第16号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたいと思う。意見はないか。

- ○伊藤委員 幾つか確認をしたい。那須特別支援学校も県立ですよね。このほかに県 内で同じような宿舎の閉舎はあるのか。
- ○教育総務課長 他にというと特別支援学校の宿舎がほかにも確かあったかと思うが、 こちらの区域では那須特別支援学校になる。
- ○伊藤委員 私がいただいた情報の中では、栃木のほうにも同じ施設があってそれ も、閉舎の対象になっていると伺っている。矢板だけの問題ではないと思うが、他 の市町には陳情は出ているのか。

- ○事務局 こちらの陳情は、出されているというのが那須町と那須塩原市と大田原市と矢板市の4市町ということになっている。そこが実際に通っている生徒がいる市町となる。
- ○伊藤委員 3市1町に出されて他の自治体におきましては、もうこれ審査通っているのか。採択不採択とか。それとも継続とか。
- ○事務局 今のところまだ他の議会でも、結果までは出てない、発表されてないという状況なので分からない。
- ○伊藤委員 宿舎では本当にそういった障害を持つ子どもの家族にしてみれば非常に大きな問題だと思う。いろいろな障害を持つ方がいらっしゃるが、閉舎した場合にその子どもたちの居場所はどうなるのかということをすごく危惧する。この学校に通うために、公共交通を使うとなるとなかなかそれもできない。例えば多動性障害の子どもだったら、バスを待つ時間に暴れてしまうこともあるだろうし、いろいろなことが想定される中で、古くなったからといってなくしてしまうということは、やはり道義的にどうかという思いはある。ですから願意は妥当かなと思う。このことに関しては採択したいと思う。
- ○神谷委員 できたら現場を見られたらいいなと思う。

送迎スクールバスが代替ということを県が考えているということだが、先ほど伊藤議員も言われたようにいろんな障害の方がいらっしゃって、そこの宿舎が生活の場になっている。その共同生活によって、一人ひとり自立に向けて頑張っていく場になっていると聞いているので。古いのであれば何か代わりのものを用意できないのかというのが私の思いである。採択のほうでお願いしたいと思う。

○今井委員 細川課長に聞きたいのだけど、事前に県の教育委員会の寄宿舎の閉舎に 関して計画などの事前通達というか説明があったのかどうか、それと、この矢板管 内でここの寄宿舎を利用している人数は把握しているか。この2点を確認したい。

○教育総務課長 県からの説明はなかったと思う。記憶にないです。矢板市の児童・ 生徒がこちらの寄宿舎にいるかどうかは何も情報がない。

在校生は把握しているので、申し上げたほうがよろしいか。小学生が19人、中学生が10人になる。

- ○今井委員 陳情の趣旨を読むと、今の課長の説明を聞くと陳情も最もという気がする。これだけ長年続きた施設ということと、それから先ほど神谷委員も言っていたが、その利用者というのは健常者ではないので、やはり保護者が大変な思いをしながらその子どもを見ているという状況の中で、この施設がある日、突然都合によって閉舎する、しかも事前に相談もないとなると、その子どもたちはどこへ連れていくのかという話になってくると思う。われわれの施設ではないので、県が決めることだから、そこまで言えないとは思うが、確かに利用者にしてみれば切実な思いで出してきたのだろうという気がする。私は願意妥当と思う。
- ○副委員長 閉舎の決定に対して撤回を求める陳情だと思うが、要旨の中に丁寧な説明と誠意ある話合いを行えるよう求める意見書提出といった内容があるので、まずは県が決めたことに対して、手をつなぐ親の会は利用者のOBの方なのか。そういう人たちが話し合える場所をまずは提供して欲しいという陳情なのだと思う。これはやっぱりそういった話合い、検討、そういった利用者との間で話ができる場を作って欲しいというのは、私もそう思うので願意妥当と判断する。
- ○委員長 他に御意見はあるか。

(なし)

○委員長 なければ、これで終わりにする。暫時休憩する。 (11:59)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (11:59)

○委員長 これより採決する。陳情第16号は、採択とすることに御異議はないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって、陳情第 16 号は、採択とすることに決定 した。

【委員長報告】

○委員長 以上で審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に 一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。 (12:01)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長